第23期 第25回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 令和元年8月6日(火)午後4時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 宇佐美一彦 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄
 - 5 田中太郎吉 6 馬場博文 7 横山恭臣 9 寳谷 実
 - 10 吉田 勉 11 星野信雄
- 4 欠席の委員 8 齋藤悦康
- 5 出席の職員 事務長 望月義実 事務主査 篠崎 努 主 事 江橋享佑 主 事 築出大典

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第43号 相続税納税猶予に係る特例適用農地等における3年毎の農業経営 継続証明書の発行について

- 日程第3 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理 通知書発行に関する報告について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理 通知書発行に関する報告について
 - (3) 生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除について
- 日程第4 協議事項 (1) 特定生産緑地の指定について
 - (2) 令和元年度農家基本台帳補正調査等の実施について
 - (3) 令和元年度農地利用状況調査の実施について
 - (4) 農業委員会だより第44号の掲載記事について

7 議 事

荒 堀 会 長 只今から、第25回足立区農業委員会会議を開会いたします。 はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について 』です。 私の方から、議席順に指名いたします。内田委員、鹿濱委員の両名にお

私の方から、議席順に指名いたします。内田委員、鹿濱委員の両名にお願いいたします。

荒 堀 会 長 次に、日程第2、議案第43号、『 相続税納税猶予に係る特例農地等に おける3年毎の農業経営継続証明書の発行について 』です。

本件について、事務局から説明願います。

事 (議案第43号について、農業相続人、特例適用農地、相続開始年月日、 現地確認日について説明。)

荒 堀 会 長 それでは、馬場委員から報告をお願いいたします。

馬 場 委 員 7月19日に事務局とともに、農業相続人を訪問し、本人と面談いたしました。(作付状況を説明。)適正な肥培管理が行われており、特例適用農地として農業経営継続証明書の発行には問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を発行することと いたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)

荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、報告事項の2、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の 転用届の受理通知書発行に関する報告について 』です。

本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定に よる農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有 無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)

荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、報告事項の3、『生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除に

ついて』です。

本件について、事務局から報告願います。

事 (議案書に従い、「生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除」について、買取り申出者、買取り申出の理由、買取り申出生産緑地、買取り申出日、行為制限解除日を報告。)

荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、日程第4、協議事項の1、『特定生産緑地の指定について』です。 本件について、事務局から説明願います。

事 (別紙1により、「特定生産緑地の指定」について、申請農地所有者、 納税猶予の有無、生産緑地指定日、申請日、現地確認日及び現況を説明。)

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

荒 堀 会 長 土地所有者は、現在の年齢を考えると、特定生産緑地として指定された 後、10年間の営農は可能と言える状況ですか。

事 事務局から、特定生産緑地の指定により、更に10年間の営農義務が生 じる旨を所有者に説明し、所有者本人も10年間の営農に意欲を示してい ます。

只今の荒堀会長のご質問に関連して、補足して説明いたします。特定生産緑地の指定に際し、土地所有者または主たる従事者が高齢であることだけを理由に、申請を拒むべきではないとの見解が東京都から示されています。

荒 堀 会 長 ほかに質問はありますか。

一 同 (な し)

荒 堀 会 長 それでは、説明のとおり、「申請地は、特定生産緑地に指定できる生産 緑地に該当する」と認め、その旨、当委員会の意見として、都市計画課に 報告いたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、協議事項の 2、『 令和元年度農家基本台帳補正調査等の実施について 』です。

本件について、事務局から説明願います。

主 事 (別紙2により、「令和元年度農家基本台帳補正調査等の実施について」を説明。)

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、決定することといたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、協議事項の3、『令和元年度農地利用状況調査の実施について』 です。

本件について、事務局から説明願います。

主 事 (別紙3により、「令和元年度農地利用状況調査の実施について」を説明。)

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、決定することといたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、協議事項の4、『農業委員会だより第44号の掲載記事について』 です。

本件について、事務局から説明願います。

事 (別紙4により、「農業委員会だより第44号の掲載記事について」を 説明。)

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、決定することといたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 他に、何かありますか。

事務主査 (①活動報告と今後の予定について②「千住ネギ」種の伝達式及び生育 状況について③第59回企業的農業経営顕彰の候補者の推薦状況について ④特定生産緑地指定に係る申請状況について⑤JA東京スマイル足立直売 部会による農産物移動販売について⑥足立区青井シェア畑農園の運営管理 状況について⑦農業者年金加入推進員の設置と普及推進について⑧第22 回全国農業担い手サミットの開催案内について、を説明。)

荒 堀 会 長 他に、何かありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、第25回足立区農業委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。